

都市公園事業の施策展開

～ 北海道開発局における都市公園事業の取組 ～

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

1. 都市公園法の改正

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市環境の形成、生物多様性の創出、都市防災性の向上、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能（ストック効果）を有する都市の根幹的な施設です。平成27年度末における全国の都市公園は約10万箇所、面積にして約12万ha、うち北海道では約7千6百箇所、約1万4千haが整備されています（表-1）。

	箇所数	面積 (ha)
全国	106,672	122,740.07
北海道	7,592	13,816.33

表-1 都市公園一覧

(H27末 都市公園整備現況一覧表：国土交通)

全国的に都市公園の整備が進み、一人当たり都市公園面積が10m²/人を超える水準となっている一方、多くの都市公園において公園施設の老朽化が進んでおり、公園管理者である各自治体の厳しい財政事情の中、公園利用者の安全確保のため適切かつ計画的な維持管理を推進していくことが必要となっています。また、個々の都市公園の特性に応じた柔軟なマネジメントが求められる中、一律的な維持管理や硬直的な運用によって「公園は規制が多い」というイメージが先行し、都市公園がもつ多機能性を十分生かし切れていないという課題も見受けられます。

これらの課題を解決するため、国土交通省では、平成26年11月「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置しました。検討会では、有識者等の指導・助言を踏まえ、新たなステージに向けた都市公園等の政策の展開についてとりまとめ、平成28年5月に公表しています。具体的には、「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「都市公園をより一層柔軟に使いこなす」の3点を新たなステージで重視すべき観点として位置づけています。

このような背景から、新たなステージでの都市公園の再生・活性化を推進するため、都市公園法の改正が行われ、平成29年6月15日に施行されたところです。ここでは、改正内容の一部概要について説明します。

(1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園内に飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きのことです。本制度を活用した公園整備イメージを図-1に示します。公募対象公園施設を設置、管理する者は、その施設から得られる収益を当該公園の園路、広場等公園管理者が指定する公園施設（特定公園施設）の整備に還元することが条件となっています。この特定公園施設の整備は、公募条件により全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担することも可能です。公募により選定された事業者には、都市公園法で規定された設置管理許可期間、建ぺい率、占用物件について、図-2の

ような特例措置が適用されます。この制度を活用することにより、公園管理者側としては民間の創意工夫を取り入れた公園整備・管理が可能となり公園のサービスレベルが向上すること、民間事業者側としては設置管理期間が長期となり、長期的視野での投資、経営が可能となる等のメリットがあります。

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



図-1 Park-PFI 制度を活用した公園整備イメージ

特例 1 設置管理許可期間の特例 (10年→20年)

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
 - ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない
- (設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間(上限20年間)内は更新を保証)

特例 2 建蔽率の特例 (2%→12%)

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ

特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能

図-2 事業者への特例措置

(2) 保育所等社会福祉施設の占用物件への追加

平成 27 年の国家戦略特区法改正により、特区内の都市に限り、都市公園への占用許可特例として保育所等社会福祉施設の設置が可能となりました。特区法改正以降、これまでに 18 事例が認定済みとなっており、このうち 6 箇所が平成 29 年 4 月に開所しました。

今回の都市公園法改正では、都市公園本来の機能であるオープンスペース機能を損なわない範囲で特区以外の都市においても設置可能となりました。なお、設置できる施設は「通所型」に限られているほか、都市公園法施行令において敷地面積等の技術的基準が設けられています。

本制度を活用することにより、子育て世代等の公園利用の促進が図られるなど都市公園の活用促進と合わせて、保育の受け皿整備等社会的課題の解決への効果が期待されているところです。

(3) 公園の活性化に関する協議会

都市公園は、設置される場所や周辺環境等によりその特性や機能が異なるものですが、近年、公園利用者のニーズの多様化に対して、十分そのポテンシャルを発揮できていない都市公園が散見される状況にあります。

このため、公園利用者の利便性の向上を図るため、今回の都市公園法改正により公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会を組織することが可能となりました。協議会の構成イメージは図-3 のようになっており、具体的な協議内容として、地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた調整、ボール遊び等地域の多様なニーズに応じた公園ごとのルール作り、新たな施設の導入や再整備など都市公園の中長期的な整備方針等、地域の実情や都市公園の特性を踏まえつつ、地域の合意を得ながら都市公園の整備・管理・活用について協議します。協議会の構成員は、この協議結果を尊重することが明記されています。

以上、都市公園法改正内容の一部について概要を説明しましたが、法改正のポイント及びその

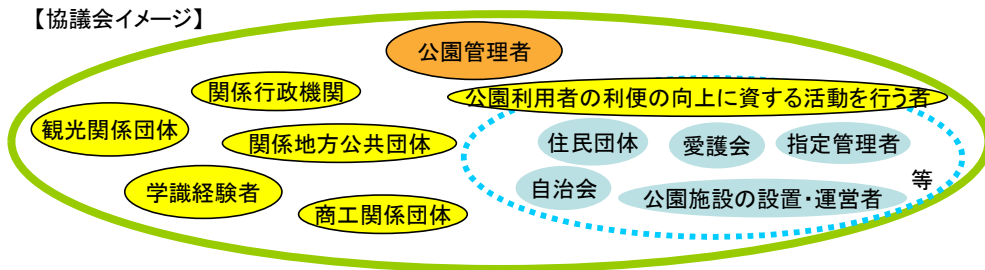


図-3 協議会の構成イメージ

他改正内容については、国土交通省 HP をご参照ください。

※都市公園法改正のポイント（国土交通省 HP）：<http://www.mlit.go.jp/common/001197445.pdf>

2. 北海道開発局における都市公園事業の取組

北海道開発局が実施する都市公園関連の業務として、北海道で唯一の国営公園である「滝野すずらん丘陵公園」の維持管理に関する事業の推進を行っているほか、地方公共団体が所管する都市公園の整備等に係る技術的指導を行っています。ここでは、北海道開発局における都市公園事業の取組内容についてご紹介します。

(1) 国営公園の維持管理（滝野すずらん丘陵公園）

滝野すずらん丘陵公園は、札幌市の中心部から南へ約 20km、車で 30 分ほど、新千歳空港からも車で 40 分ほどの札幌市南区滝野地区に位置し、北海道の道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された都市公園法に基づく国営公園です。昭和 58 年に一部開園して以降、順次供用区域を広げ、平成 22 年度に計画面積である 396ha が全面開園しました（図-4）。



図-4 滝野すずらん丘陵公園概要図



写真-1 (上) カントリーガーデンのチューリップ
(下) こどもの谷でのチューブすべり

当公園は自然とのふれあいを基本テーマとしており、滝野の地名の由来となった「アシリベツの滝」をはじめ、野鳥や植物などの自然観察、サイクリング、キャンプなどが楽しめるほか、北海道を代表する田園風景が広がる「カントリーガーデン」では四季折々の花々が鑑賞できます。また冬にはスキー、そり、スノーシューなどの雪遊びが満喫でき、年間を通じて約60万人の来園者で賑わっています（写真-1）。近年では外国人観光客も増加しており、平成28年度の外国人観光客は前年度比126%も増加しました

（図-5）。第8期北海道総合開発計画では、「世界水準の観光地の形成」等を重点的取組としてあげており、当公園においても外国人観光客のさらなる増加を見込んで、案内看板の多言語化や公共無線LANの設置等を進めています（写真-2）。

老朽化が進んだ施設については、計画的な修繕・更新を行いコスト縮減に努めつつ、公園利用者の安全や公園の質を確保しています。

滝野すずらん丘陵公園のオフィシャルHP (<http://www.takinopark.com/>) では、園内状況やイベント情報等を詳しく紹介しておりますので、是非ご覧ください。

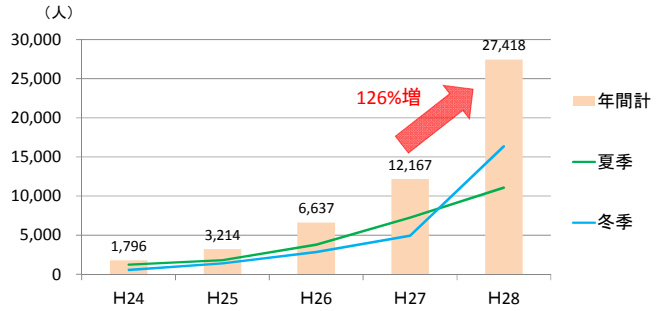


図-5 滝野すずらん丘陵公園における外国人観光客の推移



写真-2 滝野すずらん丘陵公園における外国人観光客への配慮事例

（2）社会資本整備総合交付金等による地方公共団体への支援

都市公園法第29条では、国が地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができるとなっております。これに基づき国土交通省は、地方公共団体が所管する都市公園の整備について社会資本整備総合交付金等による支援を行っています。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本整備に関する基幹的な事業のほか、これと合わせて実施される「関連する社会資本整備事業」や「基幹事業の効果を一層高めるための幅広い事業」を一体的に支援するため平成22年度に創設されました。基幹事業の中に「都市公園・緑地等事業」が位置づけられています。都市公園・緑地等事業の事業体系は図-6のように「社会資本整備総合交付金」と「防災・安全交付金」に分かれており、それぞれ要素となる事業で構成されています。

地方公共団体が交付金の交付を受ける場合、目標や目標の実現のための事業を記載した「社会資本総合整備計画」（計画期間：おおむね5年）を作成し、国に提出します。北海道開発局では、当該計画に基づき地方公共団体から毎年度提出される交付金要望申請について、交付要綱等による要件確認や技術的指導を行う役割を担っています。ここでは、北海道で今年度実施している交付金事業の代表的な事例をご紹介します。

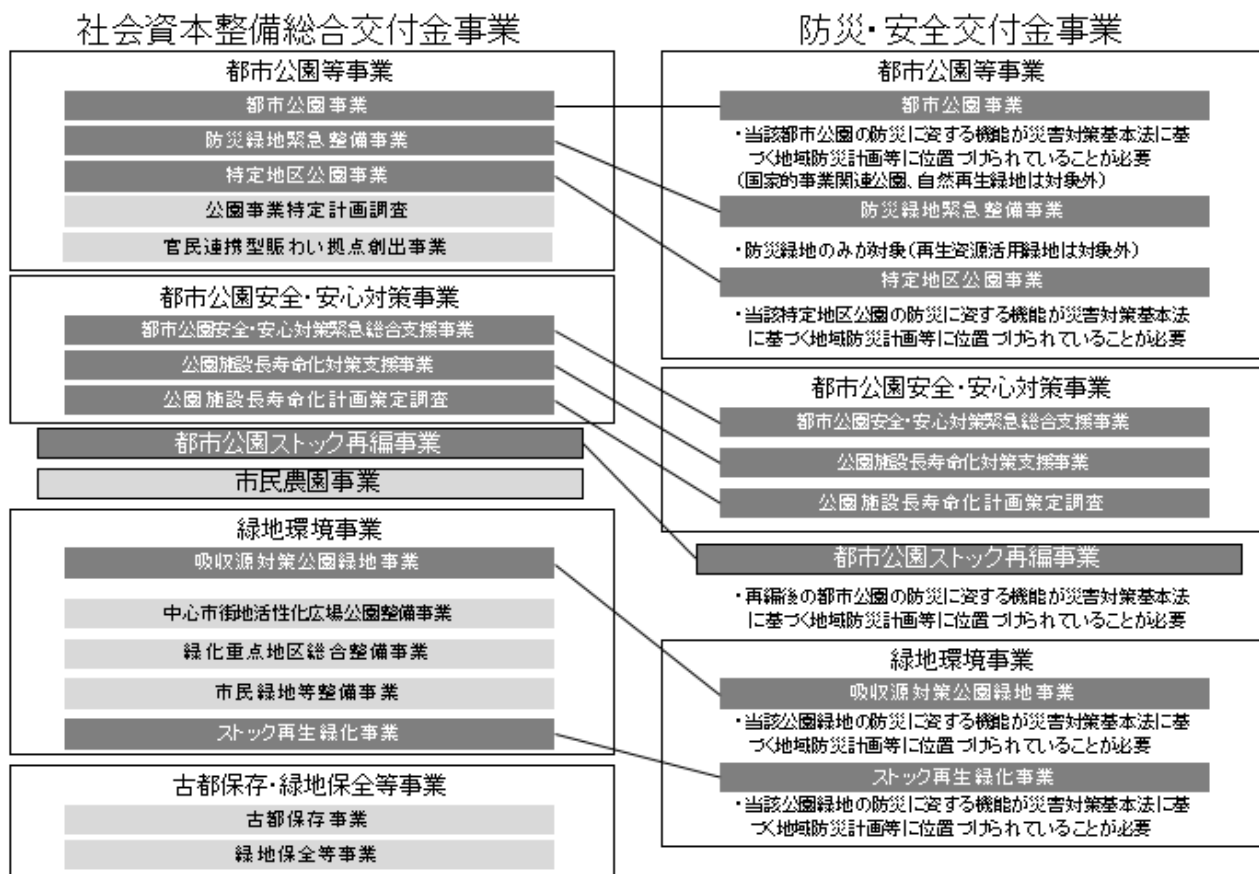


図-6 都市公園・緑地等事業の事業体系

○都市公園等事業

本事業は安全・快適で緑豊かな都市環境を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園等の整備を行う事業です。北海道では、図-6に示す都市公園等事業のうち、「都市公園事業」を実施しています。

図-7は、都市公園事業で整備を進めている都市公園の完成イメージ図です。この公園は、運動公園として体育館や野球場等の運動施設が整備されていますが、災害時の地域防災拠点として位置づけられており、運動施設と合わせて備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの防災施設も整備する計画となっています。

○都市公園安全・安心対策事業

本事業は、市街地の防災に資する公園施設の整備や長寿命化計画に基づく公園施設の改築等、都市公園の安全・安心対策を行う事業です。具体的には、老朽化が進んだ公園施設(写真-3)のうち、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づ

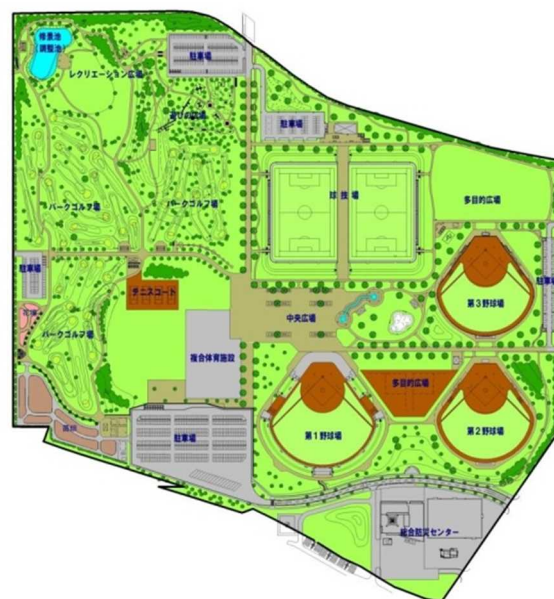


図-7 都市公園事業での整備事例(イメージ)

き適切に維持管理されている施設の改築を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を目指します。その他、公園内の建物・橋梁等の耐震化や公園施設のバリアフリー化等もこの事業により実施することができます。



写真-3 老朽化した公園施設（左：休養施設（四阿） 中：運動施設（野球場） 右：遊戯施設（滑り台）

○都市公園ストック再編事業

本事業は、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方自治体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業です。北海道では札幌市がこの事業に取り組んでおり、平成27年度～31年度の5年間で52の公園を整備する計画となっています。

具体的な公園の再編イメージを図-8に示します。

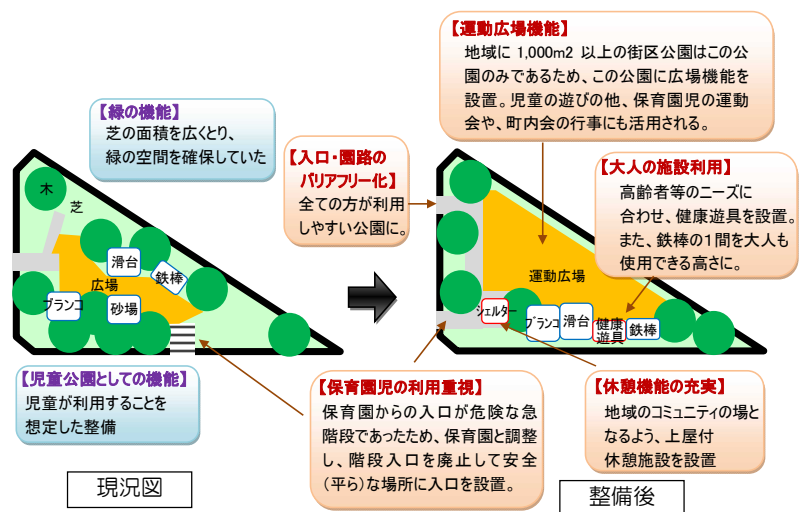


図-8 都市公園ストック再編事業の一例

○国立民族共生公園について

現在、北海道開発局が白老町のポロト湖畔周辺で整備を進めている国立民族共生公園は、平成26年6月に閣議決定された「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針」において、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとなる民族共生象徴空間を構成する施設の一部として、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて一般公開するとされています。

国立民族共生公園は、都市公園法に基づき国が設置する都市公園（国営公園）ではありませんが、上記基本方針において「公共空地」として国が整備・管理する施設に位置づけられたことから、北海道開発局が計画策定及び整備に関する業務を担っています。なお、施設の管理運営については、民族共生象徴空間全体としての管理方法等を今後各関係者が整理し、検討していきます。

3. おわりに

本稿を通じて、都市公園事業への理解を深めていただき、もっと身近に感じていただければ幸いです。